



平成 25 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ポ イ ン ト
代 表 者 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 福 田 三 千 男
(コ ー ド 番 号 2 6 8 5 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 新 谷 亮
(T E L : 0 3 - 6 8 9 5 - 6 0 1 1)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 28 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 459 条第 1 項及び当社定款により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、下記のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、自己株式の取得につきましては、株主の皆様に対する利益還元のひとつと考え、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切且つ機動的に対応していく方針としております。これまでも、株主の皆様に対する利益還元に繋がるという考えのもと、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、及び資本効率の向上を目的として自己株式の取得を実施してまいりました。具体的には、最近 3 年間に於いては、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けにより、平成 22 年 10 月から 11 月に 570,000 株（発行済株式総数に対する割合 2.34%（小数点以下第三位を四捨五入。発行済株式総数に対する割合の算出において以下、同じとします。）、平成 24 年 5 月から 6 月に 620,000 株（同 2.54%）、平成 24 年 10 月から 11 月に 1,000,000 株（同 4.10%）の自己株式の取得を実施し、また、平成 24 年 11 月 22 日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）により 400,000 株（同 1.64%）の自己株式の取得を実施しております。その結果、平成 25 年 5 月 27 日現在における自己株式数は 2,657,885 株（同 10.89%）であります。

当社は、平成 25 年 4 月 4 日付の「当社と株式会社トリニティアーツ及び株式会社 NATURAL NINE HOLDINGS との株式交換契約の締結、持株会社体制への移行に伴う準備会社の設立及び吸収分割契約の締結並びに当社の定款変更（商号等の変更）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成 25 年 9 月 1 日を効力発生日とする株式会社トリニティアーツ（以下「TA 社」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換（TA）」といいます。）、及び平成 25 年 6 月 4 日を効力発生日とする株式会社 NATURAL NINE HOLDINGS（以下「N9 社」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換（N9）」といいい、「本株式交換（TA）」と総称して以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、TA 社と N9 社と経営統合し、同時に、当社グループが持株会社体制へ移行するため、平成 25 年 9 月 1 日を効力発生日

として当社を分割会社とする会社分割（以下「本吸収分割」といい、「本株式交換」を含めた一連の手続きを総称して以下「本件統合」といいます。）を行う予定です。なお、本株式交換（T A）につきましては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づく公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令（同法第 17 条の 2 第 1 項）を行わない旨の通知を受けること及び独占禁止法第 10 条第 2 項に基づき株式取得に関する計画届出書が受理された日から 30 日（短縮される場合もあります。）を経過することが条件となります。

なお、当社は、平成 25 年 2 月 28 日現在における N 9 社の発行済株式総数（90,000 株）について、N 9 社の株式 1 株に対して当社の株式 13.8 株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する N 9 社株式 13,320 株については、本株式交換（N 9）による株式の割当ては行いません。よって、本株式交換（N 9）により割当交付する当社の株式数は 1,058,184 株の予定です。

また、当社は、平成 25 年 2 月 28 日現在における T A 社の発行済株式総数（18,551 株）について、T A 社の株式 1 株に対して当社の株式 133.4 株を割当交付いたします。よって、本株式交換（T A）により割当交付する当社の株式数は 2,474,703 株の予定ですが、当社の保有する自己株式が不足する場合には、追加の自己株式の取得又は新たな普通株式の発行を実施する予定と公表しております。なお、平成 25 年 5 月 27 日現在における自己株式数（2,657,885 株）を前提とすると、本株式交換（T A）に際して、875,002 株が不足することが見込まれます。

こうした中、平成 25 年 4 月頃、当社の筆頭株主であり、当社代表取締役会長兼社長である福田三千男及びその近親者が議決権の 100%を保有している株式会社テツカンパニー（以下「テツカンパニー」といいます。）より、保有する 1,644,480 株（発行済株式総数に対する割合 6.74%）の一部となる 1,000,000 株（同 4.10%）程度を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受けて、本株式交換（T A）で交付予定の当社の普通株式数（2,474,703 株）が、当社の保有する自己株式数（平成 25 年 5 月 27 日現在の保有株式数 2,657,885 株）から本株式交換（N 9）で交付予定の当社の普通株式数（1,058,184 株）を控除した数を上回っており、本日現在、他に具体的な追加の自己株式の取得方法も有していないこと、当社の株式の流動性及び市場価格への影響並びに当社の財務状況などを総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについて検討いたしました。その結果、当該株式を自己株式として取得することで本株式交換（T A）に際して交付予定の自己株式を賄うことができ、また、かかる取得を行った場合においても当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えない一方、かかる取得は、当社の 1 株あたり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、平成 25 年 2 月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現預金及び有価証券）は約 183 億円であり、本公開買付けの買付資金として約 40 億円を充当した後も、十分な手元流動性が確保できるため、当社の財務健全性及び安全性は確保されるものと考えております。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、1,000,000 株（発行済株式総数に対する割合 4.10%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本公開買付けにおける買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 459 条第 1 項及び当社定款により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の

取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、本公開買付けを行うことを、平成 25 年 5 月 28 日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、当社の代表取締役会長兼社長である福田三千男は、テツカンパニーの代表取締役社長を兼任しており、また福田三千男とその近親者がテツカンパニーの議決権の 100%を保有していることから、当社の立場において当社とテツカンパニーとの事前の協議及び交渉に参加しておらず、本公開買付けの実施に関する取締役会の審議・決議にも参加しておりません。また、当社は、伊藤見富法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けております。

なお、当社はテツカンパニーより、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式のうち 1,000,000 株（発行済株式総数に対する割合 4.10%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。なお、テツカンパニーより、テツカンパニーが保有している当社普通株式の残部である 644,480 株（同 2.64%）については、本日現在において、テツカンパニーが継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

また、当社が取得した自己株式のうち、本株式交換の割当て後の残部につきましては、将来の使途（単元未満株の買増請求、新株予約権の行使に基づく交付、将来的なM&A等の資本戦略への備えを含みますが、これらに限りません。）に応じて充たさせていただく予定ですが、その具体的な時期等は未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成 25 年 5 月 28 日公表）

（1）決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	1,000,010 株	4,000,040,000 円

（注 1）発行済株式総数 24,400,000 株

（注 2）発行済株式総数に対する割合 4.10%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注 3）取得する期間 平成 25 年 5 月 29 日から平成 25 年 8 月 15 日まで

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

（1）日程等

① 取 締 役 会 決 議 日	平成 25 年 5 月 28 日（火曜日）
② 公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 25 年 5 月 29 日（水曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 25 年 5 月 29 日（水曜日）
④ 買 付 け 等 の 期 間	平成 25 年 5 月 29 日（水曜日）から 平成 25 年 6 月 25 日（火曜日）まで（20 営業日）

（2）買付け等の価格 普通株式 1 株につき、4,000 円

（3）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年5月28日の前営業日(同年5月27日)の当社普通株式の終値4,380円、同年5月27日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,766円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において以下同じ。)、及び同年5月27日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,410円を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、テツカンパニーとの協議及び当社の事業や財務状況等を踏まえ、参考にした上記市場価格のいずれも上回らない価格を基準とし、本公開買付価格を4,000円とすることを、平成25年5月28日の取締役会において決定いたしました。

なお、本公開買付価格である4,000円は、本公開買付けの実施を決議した平成25年5月28日の取締役会決議の前営業日(同年5月27日)の当社普通株式の終値4,380円から8.68%(小数点以下第三位を四捨五入)、同年5月27日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,766円から16.07%(小数点以下第三位を四捨五入)、同年5月27日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値4,410円から9.30%(小数点以下第三位を四捨五入)を、それぞれディスカウントした金額になります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元について、連結配当性向30%を基準に配当を実施することを方針とし、また、自己株式の取得につきましては、株主の皆様に対する利益還元のひとつと考え、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切且つ機動的に対応していく方針としております。これまで、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、及び資本効率の向上を目的として、適宜、市場買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。

このような状況の下、平成25年4月4日付で公表いたしました本件統合に伴い、平成25年2月28日現在におけるN9社の発行済株式総数(90,000株)について、N9社の株式1株に対して当社の株式13.8株を割当交付いたします。ただし、当社が保有するN9社株式13,320株については、本株式交換(N9)による株式の割当ては行いません。よって、本株式交換(N9)により割当交付する当社の株式数は1,058,184株の予定です。

また、当社は、平成25年2月28日現在におけるTA社の発行済株式総数(18,551株)について、TA社の株式1株に対して当社の株式133.4株を割当交付いたします。よって、本株式交換(TA)により割当交付する当社の株式数は2,474,703株の予定ですが、当社の保有する自己株式が不足する場合には、追加の自己株式の取得又は新たな普通株式の発行を実施する予定と公表しております。なお、平成25年5月27日現在における自己株式数(2,657,885株)を前提とすると、本株式交換(TA)に際して、875,002株が不足することが見込まれます。

こうした中、平成25年4月頃、当社の筆頭株主であり当社代表取締役会長兼社長である福田三男及びその近親者が議決権の100%を保有しているテツカンパニーより、保有する1,644,480株(発行済株式総数に対する割合6.74%)の一部となる1,000,000株(同4.10%)程度を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受けて、本株式交換(TA)で交付予定の当社の普通株式数(2,474,703株)が、当社の

保有する自己株式数（平成 25 年 5 月 27 日現在 2,657,885 株）から本株式交換（N9）で交付予定の当社の普通株式数（1,058,184 株）を控除した数を上回っており、本日現在、他に具体的な追加の自己株式の取得方法も有していないこと、当社の株式の流動性及び市場価格への影響並びに当社の財務状況などを総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについて検討いたしました。その結果、当該株式を自己株式として取得することで本株式交換（TA）に際して交付予定の自己株式を賄うことができ、また、かかる取得を行った場合においても当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えない一方、かかる取得は、当社の 1 株あたり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、平成 25 年 2 月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現預金及び有価証券）は約 183 億円であり、本公開買付けの買付資金として約 40 億円を充当した後も、十分な手元流動性が確保できるため、当社の財務健全性及び安全性は確保されるものと考えております。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、1,000,000 株（発行済株式総数に対する割合 4.10%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 25 年 5 月 28 日の前営業日（同年 5 月 27 日）の当社普通株式の終値 4,380 円、同年 5 月 27 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 4,766 円、及び同年 5 月 27 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 4,410 円を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、テツカンパニーとの協議及び当社の事業や財務状況等を踏まえ、参考にした上記市場価格のいずれも上回らない価格を基準とし、本公開買付け価格を 4,000 円とすることを、平成 25 年 5 月 28 日の取締役会において決定いたしました。

なお、当社はテツカンパニーより、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式のうち 1,000,000 株（発行済株式総数に対する割合 4.10%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。なお、テツカンパニーより、テツカンパニーが保有している当社普通株式の残部である 644,480 株（同 2.64%）については、本日現在において、テツカンパニーが継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

（4）買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した超過予定数	計
普通株式	1,000,000 株	一株	1,000,000 株

（注 1）応募株券等の総数が買付予定数（1,000,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（1,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その

後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 4.10% (小数点以下第三位を四捨五入)

(5) 買付け等に要する資金

4,023,000,000円

(注) 買付代金(4,000,000,000円)、買付手数料その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他の必要書類の印刷費等の諸費用につき、見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日 平成25年7月18日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができません(送金手数料がかかる場合があります)。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i) 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、10.147%(所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません)。ただし、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、7.147%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税の

み)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

ii) 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7.147%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されません。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成25年6月25日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日(平成25年7月17日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社の筆頭株主であるテツカンパニーは、当社普通株式1,644,480株(本日現在)(発行済株式総数に対する割合6.74%)を保有しておりますが、同社より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である1,000,000株(同4.10%)を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。なお、テツカンパニーより、テツカンパニーが保有している当社普通株式の残部である644,480株(同2.64%)については、平成25年5月28日現在において、テツカンパニーが継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

③ 当社は、平成25年4月4日開催の取締役会において、TA社及びN9社と株式交換を行うことにより経営統合し、同時に、当社グループが持株会社体制へ移行するため、当社を分割会社とする会社分割を行うことを決議いたしました。なお、詳細につきましては、平成25年4月4日付で開示しております「当社と株式会社トリニティアーツ及び株式会社NATURAL NINE HOLDINGSとの株式交換契約の締結、持株会社体制への移行に伴う準備会社の設立及び吸収分割契約の締結並びに当社の定款変更(商号等の変更)に関するお

知らせ」をご参照ください。

- ④ 当社は、平成 25 年 4 月 4 日付の「平成 25 年 2 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」において、「平成 26 年 2 月期の連結業績予想(平成 25 年 3 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日)」を公表しておりますが、当該業績予想においては「本件統合」による影響は含まれておらず、また、「本件統合」の後の連結業績予想については、現段階では合理的な算定が困難であり、今後、各社にて経営統合後の業績予想を検討の上、平成 25 年 9 月を目処にお知らせする予定です。なお、N9 社については、当社の第 2 四半期より当社の連結子会社となり、TA 社については、当社の第 3 四半期より当社の連結子会社となる予定です。
- ⑤ 当社は、平成 25 年 4 月 4 日付の「平成 25 年 2 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」において、「平成 26 年 2 月期の個別業績予想(平成 25 年 3 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日)」を公表しておりますが、当該業績予想においては、「本件統合」による影響は含まれておりません。第 2 四半期累計(平成 25 年 3 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日)の業績予想については変更ございませんが、当社は「本件統合」により平成 25 年 9 月 1 日以降、持株会社となる予定であることから、当社の収入は、商品売上がなくなり、関係会社からの受取配当金、関係会社の経営指導や管理に係る収入等が、費用は持株会社としての機能に係るものがそれぞれ中心となり、当社単体での売上高または営業収益、及び利益は減少することが予想されますが、現段階では合理的な算定が困難であり、今後、各社にて経営統合後の業績予想を検討の上、平成 25 年 9 月を目処にお知らせする予定です。
- ⑥ 当社は、平成 25 年 5 月 15 日付の「ストックオプション(新株予約権)発行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社の取締役 7 名及び当社執行役員 28 名の合計 35 名に対して、株式報酬型ストックオプションを割り当てる予定です。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(ご参考) 平成 25 年 5 月 27 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	21,742,115 株
自己株式数	2,657,885 株

以 上